

第6回津軽地域ごみ処理広域化協議会（会議録）

開催日	令和3年11月10日（水）	時間	午前10時～	
開催場所	弘前地区環境整備センター管理棟3階 大会議室			
出席者 （8人）	弘前市長	黒石市長	平川市長	藤崎町長
	櫻田 宏	高樋 憲	長尾 忠行	平田 博幸
	大鰐町長	板柳町長	田舎館村長	西目屋村長
	山田 年伸	成田 誠	鈴木 孝雄	桑田 豊昭

【津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局】

役 職	氏 名	備 考
局 長	岩崎 隆	弘前地区環境整備事務組合 事務局長
次 長	太田 泰輔	弘前地区環境整備事務組合 総務課長
次長補佐	川辺 貴志	弘前地区環境整備事務組合 総務課長補佐
次長補佐	福士 幸司	黒石地区清掃施設組合 事務局次長補佐
総括主幹	吹田 稔	弘前地区環境整備事務組合 総務課総括主幹
総括主査	竹谷 拓	弘前地区環境整備事務組合 総務課総括主査
主任主事	中田 和道	弘前地区環境整備事務組合 総務課主任主事
主 事	加藤 秀治	弘前地区環境整備事務組合 総務課主事

【弘前地区環境整備事務組合事務局・黒石地区清掃施設組合事務局】

所 属	役 職	氏 名
弘前地区環境整備事務組合	施設管理課長	蒔苗 篤
弘前地区環境整備事務組合	施設管理課長補佐	成田 公司
弘前地区環境整備事務組合	施設管理課総括主査	内山 真徳
弘前地区環境整備事務組合	総務課管理係長	館山 陽平
黒石地区清掃施設組合	事務局長	鈴木 正人
黒石地区清掃施設組合	事務局次長	高田 正徳

【取材報道機関】

東奥日報社、陸奥新報社、津軽新報社

【1 開会】

事務局次長 太田 泰輔

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第6回津軽地域ごみ処理広域化協議会を開催いたします。

協議に入るまで進行役を務めさせていただきます、協議会事務局次長の太田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速会議に入りたいと思いますが、協議会会則第7条第1項に基づきまして、会議の議長を櫻田弘前市長にお願いしたいと思ひます。

櫻田弘前市長よろしくお願いたします。

【2 案件】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

皆さま、おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。津軽地域のごみ処理広域化についてはこれまで皆様とともに具体的な項目について協議を進めてまいりました。本日も報告事項1項目、協議事項2項目を案件としたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

それでは、暫時、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日の出席者は8名で定足数に達しております。

よって、直ちに会議を開きます。

それでは、次第2の報告「協議項目の追加」について、事務局から説明してください。

事務局長 岩崎 隆

事務局長の岩崎と申します。よろしくお願いたします。

それでは、「協議項目の追加」についてご説明いたします。

8月30日に開催いたしました第5回協議会において、令和8年度から8市町村によるプラスチック資源一括回収リサイクルを実施すること、また、津軽地域ごみ処理広域化協議会で新たな協議項目を追加し、具体的な制度設計などの検討を進めていくことが決定しております。

この決定に基づきまして、10月21日に開催された第8回幹事会において、新たな協議項目の名称や協議ランクなどが決定いたしましたので、ご報告するものであります。

資料1の4ページをご覧ください。

幹事会で決定いたしました協議項目を朱書きで示しております。

まず、追加する協議項目の分類につきましては、分類12、処理区分の7とし、

協議項目名称を「プラスチック資源一括回収リサイクル」としております。

また、本案件につきましては、実施方針がすでに決定しており、今後の協議では具体的な実施方法などの詳細を検討することになるため、協議ランクを、幹事会が調整方針を決定する「Bランク」としたものであります。

「協議項目の追加」についての説明は以上であります。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご意見がないようですので、次第2の報告「協議項目の追加」については事務局の説明のとおり進めていくことといたします。

続いて、次第3の案件「協議項目の協議」についてであります。本日の協議項目は、2項目となります。

協議項目ごとに協議を進めてまいりたいと思います。まず、「分類9-1 財政調整・退職手当基金」について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 岩崎 隆

それでは「分類9-1 財政調整・退職手当基金」について、ご説明いたします。本協議項目については、財政調整基金、退職手当基金それぞれの取扱いが異なるため、別々に調整方針案を整理しております。

資料2の1ページと2ページが財政調整基金、3ページと4ページが退職手当基金となります。

それではまず、財政調整基金についてご説明いたしますので、資料2の1ページをご覧ください。

「(1) 調整内容」であります。広域化後の財政調整基金の取扱いについて協議するものとなります。

なお、財政調整基金とは、年度によって生じる財源の不均衡を調整する目的で積み立てるものであり、事故や災害などで財源不足が生じた年度の財源として活用されるものであります。

「(2) 協議に当たっての考え方」であります。弘環組合及び黒清組合では現在、構成市町村の負担金軽減や平準化のため、また、施設の故障等が発生した場合の緊急的経費の財源として財政調整基金を設置しております。

広域化後は施設の集約による費用の削減効果が見込まれますが、一方で、二つのごみ処理施設の役割や重要性が大きくなるため、施設の故障等に対する迅速な対応がこれまで以上に求められることとなります。

このような状況を踏まえまして、広域化後も引き続き、財政調整基金を設置し、構成市町村の負担金軽減と平準化を図るとともに、事故や災害などの不測の事態に備えることにしたいと考えております。

「(3) 広域化後の取扱いについて」であります。これまでの協議において、弘環組合の組合運営が広域化後も引き継がれることが決定しておりますので、現行の弘環組合の例により、以下のとおり調整したいと考えております。

まず、「①積立額」であります。会計年度で生じた剰余金の2分の1を下らない金額を可能な範囲で積み立てることとしたいと考えております。

「②主な使途」であります。現行の弘環組合の例により、i から v までのとおり、基金の使い道を定めたいと考えております。

「③広域化時の積立て」であります。広域化した時点では新たな枠組みである8市町村での積立てがありませんので、施設の事故等により生じた経費に充てる財源として、令和8年度対応分2億円、令和9年度対応分1億円の計3億円を、第5回協議会で決定した「ごみ処理費及び施設維持管理費」の負担割合に応じて8市町村が持ち寄り、積み立てることとしたいと考えております。なお、3億円という大きな積立金額となりますので、積立方法や積立時期については、広域化時まで協議の上で決定したいと考えております。

資料の2ページをご覧ください。

「④積立残高の調整」であります。会計年度で生じた剰余金による積立金は、事故等により生じた経費に充てる財源を確保した上で、構成市町村の負担金軽減や平準化に活用するなど、積立残高が過剰にならないよう調整を行うこととしたいと考えております。

「(5) 調整方針案」であります。これまでご説明いたしました内容を踏まえまして、幹事会で協議した結果、『現行の弘前地区環境整備事務組合の取扱いを引き継ぐ。なお、広域化時の基金として、3億円を8市町村が負担割合に応じて持ち寄り、積み立てるものとし、積立方法及び時期については広域化時まで協議の上、決定する。また、会計年度で生じる剰余金による積立金は、事故や災害により生じた経費に充てる財源を確保した上で構成市町村の負担金軽減や平準化に活用するなど、積立残高が過剰にならないよう調整する。』としております。

最後に、「(6) その他」であります。現在の両組合の積立金は、令和元年6月28日に各組合の構成市町村で締結した基本合意書に基づき、広域化時ま

でに各組合で整理しようとするものであります。

引き続き、「2 退職手当基金について」ご説明いたしますので、資料2の3ページをご覧ください。

まず、「(1) 調整内容」についてであります。広域化後の退職手当基金の取扱いについて協議するものとなります。

なお、退職手当基金とは、職員に支払う退職手当の財源に不足が生じた場合の備えとして積み立てるものであります。

次に、「(2) 広域化後の退職手当」であります。こちらは退職手当基金を協議するに当たって、まずは広域化後の退職手当がどのような取扱いになるのかを確認するものであります。

8月30日に開催いたしました第5回協議会において、協議項目「組織及び職員配置」が協議され、「現行の弘環組合の組織体制及び人員配置を引き継ぎ、職員は地方自治法第252条の17の規定に基づく構成市町村からの派遣とする」方針が決定しております。

資料の破線で囲んだ部分に地方自治法第252条の17を抜粋しておりますので、こちらと一緒にご覧いただければと思います。

地方自治法第252条の17の規定では、原則、職員を派遣した地方公共団体が退職手当を負担することとしておりますが、派遣期間が長期間にわたるなどの特別な事情がある場合は、派遣を求める地方公共団体が負担することができるとしております。

職員を派遣した市町村が広域化後の退職手当を負担するのか、又は、職員の派遣を求める組合が負担するのかについては、今後の協議により調整される各市町村からの派遣人数や派遣年数などを踏まえ、改めて協議項目「諸手当」で協議することとしております。

なお、8市町村のうち弘前市のみ、退職手当の支払い方法が異なっており、市が設置する退職手当条例に基づいて、職員が退職する際に直接退職手当を支払っております。弘前市以外の7市町村につきましては、青森県市町村職員退職手当組合に加入しており、毎月負担金という形で積み立て、職員が退職する際、その積立金をもとに退職手当組合が退職手当を支払っているという状況であります。

次に、「(3) 現状の弘環組合の取扱い」についてであります。こちらは、広域化後は弘環組合の組織体制と職員配置を引き継ぐことが決定しておりますので、現在の弘環組合の取扱いについて確認するものであります。

弘環組合では現在、配置されている全ての職員が地方自治法第252条の17の規定に基づく弘前市からの派遣となっているため、職員を派遣する弘前市が

退職手当を負担することが原則となりますが、派遣期間が長期間にわたることや派遣職員が弘前市だけの業務を行っているわけではなく構成する全ての市町村の業務を行っていることなどから、組合在籍期間分の退職手当相当額を弘前市に支払っている状況であります。

なお、弘前市への支払いに充てる財源に不足が生じた場合の備えといたしまして、昭和42年度から退職手当基金を設置しておりますが、近年の業務委託の拡大による組合職員数の減少に伴い、退職者が減少していることから、基金の必要性が低下しており、現在は会計年度予算のみでの対応が可能な状況となっております。

4ページの、「(4) 広域化後の取扱いについて」であります。先ほどもご説明いたしましたとおり、職員を派遣した市町村が広域化後の退職手当を負担するのか、又は、職員の派遣を求める組合が負担するのかについては、今後の協議で調整されることとなりますが、それぞれのケースにおける広域化後の退職手当基金の取扱いを以下のとおり整理しております。

まず、二つのケースのうち、「①職員を派遣した市町村が退職手当を負担する場合」であります。この場合、組合による各市町村に対する負担が発生しませんので、退職手当基金を設置する必要はございません。

次に、もう一つのケースである「②職員の派遣を求める組合が退職手当を負担する場合」であります。

まず、「i 弘前市以外の7市町村」であります。7市町村は退職手当組合へ加入しており、弘環組合在籍期間中は派遣した市町村に代わって弘環組合が退職手当組合に負担金を毎月支払うことが想定され、一時的な多額の負担は発生しませんので、退職手当基金を設置する必要はないと考えております。

次に、「ii 弘前市」であります。こちらは退職手当組合に加入しておりませんので、組合が弘環組合在籍期間分の退職手当を負担することとなりますが、先ほどもご説明いたしましたとおり、退職者の減少に伴い退職手当も減少しており、会計年度予算での対応が可能な見通しとなっていることから、退職手当基金を設置する必要性は低いものと考えております。

最後に、「(5) 調整方針案」であります。これまでご説明いたしました内容を踏まえまして、幹事会で協議した結果、『広域後は退職手当基金を設置しない』としております。

協議項目「財政調整・退職手当基金」の説明は以上でございます。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で事務局からの説明が終わりました。
ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ないようですので、「分類 9-1 財政調整・退職手当基金」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。
よって、「協議項目 財政調整・退職手当基金」は原案のとおり決定されました。

次に「分類 9-2 財産管理（動産・不動産）」について協議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 岩崎 隆

それでは、「分類 9-2 財産管理（動産・不動産）」についてご説明いたします。
資料 3 の 1 ページをご覧ください。

「1 調整内容」であります。広域化時に弘環組合が管理する財産について定めるものであります。

「2 協議に当たっての考え方」であります。

まず 1 点目ではありますが、本協議項目で協議する財産の対象範囲といたしまして、地方自治法第 237 条第 1 項に規定する公有財産、物品及び債権並びに基金のほか、債務等も含めた全ての財産といたします。

なお、広域化後の基金の取扱いにつきましては、先ほどご説明いたしました「分類 9-1 財政調整・退職手当基金」での協議とし、広域化後の債務等の取扱いにつきましては、「分類 9-5 起債管理」で、今後改めて協議することといたします。

2 点目ではありますが、現在、両組合が所有しております財産の「処分」については、令和元年 6 月 28 日に各組合の構成市町村が作成した基本合意書により、「広域化・集約化の協議に伴う財産処分及び職員の取扱いについては、別途構成市町村で協議する」ことが決定しておりますので、現在、各組合が所有する財産

の「処分」については、各組合で整理すべき内容とし、本協議項目で整理する内容には含めないことといたします。

以上のことから、本協議項目では、令和 8 年 4 月 1 日の広域化時に、弘環組合が 8 市町村として管理する財産について協議することとしたいと思います。

「3 両組合が所有する主な財産と広域化時までの協議方法」であります。現在、各組合が所有している主な財産を種別ごとに分類し、広域化時までの整理方法を表にお示ししております。

例えば、弘環組合の主な公有財産といたしましては、弘前地区環境整備センターや南部清掃工場、中央衛生センター跡地などがあり、黒清組合では環境管理センターや沖浦埋立処分地などが挙げられます。

物品、債権、基金及び債務等についても、各組合の主な財産を例示しておりますが、先ほども申し上げましたとおり、広域化時までに行う財産の処分については、各組合の構成市町村で協議し、原則組合単位で整理することとなります。

表の下段に、調整方針案を調整するに当たって、各組合の所有する財産について考慮すべき点を整理しております。

まず、弘環組合が所有する財産についてであります。これまでの協議のなかで、黒清組合を弘環組合に統合することや広域化後のごみ処理施設を弘環組合の二つの施設に集約することが決定していることから、広域化時には 8 市町村の財産として承継する必要があると考えております。

また、黒清組合が所有する財産についてであります。基本合意書に基づき、構成市町村による解散協議の中で具体的な処分方法等が決定されることとなりますが、広域化後の 8 市町村のごみ処理に活用できるものに関しては弘環組合に引継ぐことなどを想定して整理する必要があると考えております。

「4 調整方針案」であります。これまでご説明いたしました内容を踏まえまして、幹事会で協議した結果、『広域化時に弘環組合が管理する財産は、令和 8 年 3 月 31 日時点で弘環組合が所有する全ての財産とする。なお、黒清組合が所有する財産のうち、黒清組合構成市町村での協議を踏まえ、8 市町村のごみ処理に資する財産がある場合は、必要に応じて 8 市町村で協議の上、取扱いを決定する。』としております。

協議項目「財産管理（動産・不動産）」の説明は以上でございます。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で事務局からの説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

黒石市長 高樋 憲

色々両組合に配慮しながら協議を進めていただいているというふうに受け止

めております。そういう状況の中で財産管理の調整方針の中で、黒清組合が所有する財産でもし活用できるものがあればそれを活用する方向で協議していただけたというように私は受け止めさせていただきました。

今後、弘環組合が国の方針に基づきこれからごみ処理を行っていく状況になっていく際においてですね、是非、黒清組合の施設で有効に活用できるものがある場合は、大いに活用していただけるように検討していただくように要望させていただきます。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

はい、ありがとうございます。今後の協議の中で、皆さんと相談してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

他にございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご意見がないようですので、「財産管理（動産・不動産）」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ご異議なしと認めます。

よって、「協議項目 財産管理（動産・不動産）」は原案のとおり決定されました。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上で、本日の案件の協議は全て終了となります。

【3 その他】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

次第4の「その他」としてご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

平川市長 長尾 忠行

黒石市長から黒清組合の施設も利用できるものがあれば利用していただきたいということでありましたけども、私もそれには賛成でありまして、是非そうしていただきたいと思います。

ただ、広域化のなかにあって、ごみもそうですけども、し尿処理に関しても今後は一緒にやっていくのを検討していった方がいいのではないかなというふうに考えておりますので、その辺のところも、今後の検討課題の中に入れていただければというふうに思います。

あとは、黒清の施設を利用するにあたっては、黒清組合の旧し尿処理施設は現在バイオコークスさんに貸していますよね。その辺のところの整理等を、今後の話し合いの中でつけながら協議していった方がいいのではないかと思います。それは様々な事業の目的をもって借り入れをしているのでありまして、それを今後どうするのかっていうところは出てくると思いますので、まだちょっと時間もありますので、協議していただければと思います。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

し尿処理の関係も広域と同じ枠というのもありますので、まずはごみ処理についてしっかりと決めていきながら、し尿処理についても協議の中でまた課題にしていければと思います。

黒石市長 高樋 憲

いま、平川市長からも大変ありがたいお話をいただきました。黒清組合の施設の有効活用ということで、今回の報告事項の部分でも出てきましたけども、プラスチック類の一括回収等々、それからSDG sの流れがますます強くなっていく際に、焼却するごみをいかに少なくしていくかということがこれからも我々に課せられた課題になってくるという認識を持っています。

その状況の中で当黒清組合施設は、プラスチック類等の処理等の施設として活用できる部分もあるのかなというふうに考えております。

また、もうひとつは、平川市長からも話がありましたように、黒清組合で活用しておりました、し尿処理施設はバイオコークスさんで活用していただいておりますが、それは一部区分であり、し尿処理等々の施設はまだ存在するものです。今後我々が取り組まなければいけないのは、生ごみの処理もしっかり対応していかなければならないというふうに考えていまして、生ごみ等の処理も黒清組合の施設を活用できる可能性もあるのではないかなと考えていましたので、そういう多方面で協議していただければと考えています。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ありがとうございます。ごみ処理だけではなく、し尿処理、併せて生ごみ処理についても、ごみの全体量を削減して、焼却するものを減らしていくということだと思いますので、それにつきましても広域連合という場もありますけども、様々な場で検討していきたいなというふうに思っています。

藤崎町長 平田 博幸

幹事会で様々な角度から検討してきたと思っています。我々首長はごみの減量化と地球環境を考えるべきでして、その辺をさらに担当者・首長が連携をとってごみの減量化につなげていって、直結させたいのは地球温暖化の防止で、地球上の各方面で色々な首長がこの間もイギリスでやっていたけど、そういう意識を常に市民・町民・村民に発信するべく努力を一丸となって取り組んでいくというというようなことをまずは再認識していただきたいと思っておりますので、何とか管理者それから事務局長・事務方の皆さんにはその辺を是非、幹事会で色々な角度から議論していただいて、そして市民・町民・村民に発信していくということを今まで以上に強く意識をもって取り組んでいただければと思っています。

議長（弘前市長 櫻田 宏）

ありがとうございます。SDG s であります。地球温暖化についてその一つの手段としてごみの減量化、ごみ処理施設の統合等も含めて協議をしてきたかと思っています。事務局レベルでの事務レベルの調整もありますが、私たち首長でしっかりと方向性を一緒にしながら皆さんと一緒に協議・検討していき、市民・町民・村民にそれぞれに伝えていって、発信していければと思っておりますのでよろしく願いをしたいと思えます。

他にございませんか。

「なし。」との発言あり

議長（弘前市長 櫻田 宏）

最後に事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局長 岩崎 隆

事務局から、今後の協議会の開催予定について、ご連絡いたします。

次回協議会は、令和4年2月頃の開催を予定しており、それまでに幹事会及び専門部会で調整を終えた項目について、協議をいただきたいと考えておりますので、宜しく願いいたします。

【4 閉 会】

議長（弘前市長 櫻田 宏）

以上をもちまして、第6回津軽地域ごみ処理広域化協議会を閉会いたします。
大変お疲れ様でございました。

以上

（午前10時35分終了）